

議案第二十三号

港区文化財総合目録への新規登録について

令和五年三月二十七日

港区教育委員会

令和5年3月27日
教育委員会議案資料 No. 4

港区文化財総合目録への新規登録について

審議内容

港区文化財保護条例第36条の第2項第2号の規定に基づき、次の文化財について、「港区文化財総合目録」に登録します。

1 登録をする文化財

- | | |
|--------|-----------------------|
| (1) 種別 | 民俗有形文化財 |
| 名称 | 赤坂氷川祭の山車人形 源頼朝及び山車附属品 |
| 員数 | 1組 |
| 所有者 | 赤坂氷川山車保存会 |
| 所在の場所 | 赤坂六丁目10番12号 |

2 今後について

所有者の同意を得て、登録及び告示を行います。

3 その他

当該文化財は、港区文化財保護審議会から登録にふさわしいと助言を受けております。

※詳細は別紙のとおり

有形民俗文化財

赤坂氷川祭の山車人形 源頼朝及び山車附属品 1組

赤坂氷川祭の山車人形の一つである「源頼朝」は、嘉永2(1849)年に桃柳軒玉山により製作され、製作時期や製作額についての記録（『大日本近世史料』市中取締類集十七）が残る貴重なものです。現存する本人形は、昭和60年代に新調されていますが、山車附属品である、高欄・額・飾り幕は人形が作られた嘉永期から明治期のものが残されており、源頼朝及び山車附属品は、区指定有形民俗文化財の「赤坂氷川祭の山車人形」の一連の文化財として貴重なものです。



令和 4 年度港区指定文化財

赤坂氷川祭の山車人形 附 山車附属品

8組

山車人形は祭礼の神輿みこしに供奉ぐぶする山車を飾る人形で、江戸時代後期に多く製作された。江戸時代の赤坂氷川神社の祭礼は山王祭、神田祭に次ぐ大祭たいさいで隔年6月15日に行われ、基本的には宮神輿みやと赤坂21ヶ町の産子町うぶこまちがだす江戸型山車つけ13本と附祭まつりが巡行した。「猩々しょうじょう」「猿おきな」「翁よりよし」「源頼義よりのよし」「恵比寿えびす」「神武天皇かむやマト」「翁二人立ふたりだち」「日本武尊やまとたけるのみこと」の8組の人形は、幕末から近代にかけて製作され、江戸・東京の山車人形の製作事情・構造を知る上で貴重な資料である。山車人形は、祭礼に使用されるため後世何らかの修理が施されている例が多いが、人形をはじめ飾り幕こうらんや高欄、額、小道具類などの附属品を含めて、本資料の多くはほぼ製作当時の状態を保っていると考えられる。弘化2(1845)年の「翁」、同3年の「源頼義」(共に松雲齋徳山しょううんさいとくざん作)は、「日本武尊」とともに、江戸の山車人形師の技を伝える。さらに大正4(1915)年の「神武天皇」や昭和初期の「恵比寿」は、東京 23 区内の祭礼で山車が衰退した 20 世紀に、江戸の祭礼の面影が港区赤坂に生き残っていたことを示す。

都心部の山車は近代以降、老朽化や震災、戦災などによりそのほとんどが失われ、多くが関東の地方都市などへ流出した。そのなかで本来の地に現存する本資料の稀少性は高い。なお平成 18(2006)年以降に祭礼が復興され、人形や飾り幕の修復、山車の製作が順次進められ、神輿が新調された。現代の赤坂氷川祭では資料保全のためレプリカの人形を用いて巡行が行われ、地域の振興と交流に寄与している。いずれも港区の歴史・民俗を知る上で貴重な文化財といえる。



源頼義



日本武尊